

平成 20 年 2 月

平成 18 年版「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（第 1 刷及び第 2 刷）をご利用の皆様へ

(社) 公共建築協会

建材等に使用されたアスベスト（石綿）は、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされてきましたが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明したため、平成 20 年 2 月 6 日付け厚生労働省基安化発第 0206003 号「石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」により、対象をクリソタイル等のアスベストに限定することがないように、分析調査の徹底が求められました。

アスベストの種類には、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アクチノライト及びアンソフィライトの 6 種類があることとされ、すべての種類のアスベスト及びこれをその重量の 0.1%を超えて含有する物が石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）等に基づく規制の対象とされています。

以上のことから、「建築物解体工事共通仕様書・同解説」のアスベストの種類の説明において、誤解を招く表現がありましたので、次にお知らせ致します。

建築物解体工事共通仕様書・同解説 平成 18 年版 第 1 刷及び第 2 刷 新旧表

平成 20 年 2 月

頁	章	節	項	項名称	訂正箇所	旧	新
136	6	1	1	適用範囲	(c) 2～4 行目	アスベストとは、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物のうち、次の 6 種類と定義されているが、建築物等に使用されているアスベストは、 <u>クリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）</u> であるので、本章でのアスベストとは、 <u>これら 3 種類を指すものとする。</u>	アスベストとは、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物のうち、次の 6 種類と定義されている。（下線部削除）